

級別基準職務表の基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に関する規則

平成11年7月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第5号。以下「条例」という。）第4条に規定する級別基準職務表の基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(級別職務分類)

第2条 条例第4条に規定する級別基準職務表の基準となる職務（別表において「基準となる職務」という。）とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表に定める級別職務分類表の左欄に掲げる職務の級ごとにそれぞれ同表の右欄に定める職の職務とする。

附 則

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 級別職務分類表（第2条関係）

職務の級	職
2 級	専門員